

電力調達仕様書

1 概要

- (1) 件名 熊取町 教育・子どもセンター等で使用する電力の供給
- (2) 需要場所（施設） 別紙1のとおり
- (3) 業種及び用途 官公署事務所他

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
別紙1のとおり
- (2) 予定契約電力及び予定使用電力量等
別紙2のとおり
予定使用電力量については、令和8年7月～令和11年6月のあくまで入札上の数値であり、実際の数値は増減する可能性があるものとする。
また、使用電力量実績は別紙3（令和6年7月～令和7年6月）のとおりである。
- (3) 調達期間
令和8年7月の検針日から令和11年7月の検針日前日まで
- (4) 需給地点
関西電力株式会社（以下、「関電」という。）の電線路または引込線と電気設備との接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。但し、計量器、その付属装置、区分装置（および電流制限器）は除く。
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。但し、計量器、その付属装置、区分装置（及び電流制限器）は除く。
- (7) 料金体系
基本料金と電力量料金に基づく二部料金制、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の加算など、各社ごとに設定できるものとする。

(8) 料金の算定

- ア 算定期間は前月の検針日から当該月の検針日の前日までの期間とする。
- イ 需要施設ごとに料金の算定を行う。
- ウ 電気料金は、次の①～③までに掲げる料金を合算した額とする。
- ①基本料金＝基本料金単価×契約電力±力率割引・割増
 - ②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額
 - ③再生可能エネルギー発電促進賦課金
- 当該地域を所轄する旧一般電気事業者が定める特定規模需要電気供給条件等による。
- エ 力率
- 供給者は契約期間において、その1月の平均力率により、力率割引および割増を行うことができるものとし、力率割引および力率割増を行なう場合は、受注者の定める約款の規定によるものとする。なお、力率の実績値については、別紙3のとおり。
- オ 燃料費調整
- 供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。なお、燃料費の調整を行なう場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。
- カ 電力供給における料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。
- (ア) 契約電力の単位は低圧電力において1キロワット、従量電灯において1キロボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (イ) 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (ウ) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - (エ) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(9) 請求について

請求は、各需要施設分ごとに分けて、熊取町教育委員会 生涯学習推進課宛てに行うこと。請求の際には、請求書のほかに、需要施設ごとの内訳（電力種別、使用電力量、単価、料金、力率、契約電力等）を添付すること。

(10) 環境配慮の評価項目

二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入における合計点数が70点以上であること。なお、当該条件の詳細については、別紙4による。

(11) その他

- ア 各月の電気料金の算定方法は、基本料金について力率割引又は割増を行う場合及び電力量料金について燃料費調整を行う場合には、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件等によるものとし、これによりがたい場合は協議する。
- イ 入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
- ウ この契約の締結及び電力供給に関する設備等の設置に要する費用は受注者の負担とする。
 - エ この仕様書に定めのない事項については、協議の上決定するものとする。